

軽自動車税（種別割）の減免となる身体障がい者等の範囲

（１）知的障がい者

愛の手帳（総合判定） １度 ～ ３度

療育手帳（総合判定） A（重度）

（２）精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳 １級※

※使用目的が手帳の交付を受けている者の通院・通所等のものに限る。

（３）身体障がい者および戦傷病者

障がいの区分	身体障害者手帳の等級		戦傷病者手帳の障がいの程度
下肢不自由	１ ～ ６ 級		特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症
体幹不自由	１ ～ ３ 級、５ 級		特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症
上肢不自由	１ ・ ２ 級		特別項症～第 3 項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１ ・ ２ 級	—
	移動機能	１ ～ ６ 級	
視覚障がい	１ ～ ３ 級、４ 級の 1		特別項症～第 4 項症
聴覚障がい	２ 級 ・ ３ 級		特別項症～第 4 項症
平衡機能障がい	３ 級 ・ ５ 級		特別項症～第 4 項症
音声機能または言語機能障がい	３ 級 (こう頭摘出に係るものに限る)		特別項症～第 2 項症 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓機能障がい	１ 級 ・ ３ 級 ・ ４ 級		特別項症～第 3 項症
じん臓機能障がい	１ 級 ・ ３ 級 ・ ４ 級		特別項症～第 3 項症
呼吸器機能障がい	１ 級 ・ ３ 級 ・ ４ 級		特別項症～第 3 項症
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	１ 級 ・ ３ 級 ・ ４ 級		特別項症～第 3 項症
小腸の機能障がい	１ 級 ・ ３ 級 ・ ４ 級		特別項症～第 3 項症
免疫機能障がい	１ ～ ４ 級		—
肝臓の機能障がい	１ ～ ４ 級		特別項症～第 3 項症

《問合せ・申請先》

板橋区役所総務部課税課税務係本庁舎北館 3 階 1 3 番窓口

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 TEL03 - 3579 - 2095（直通）